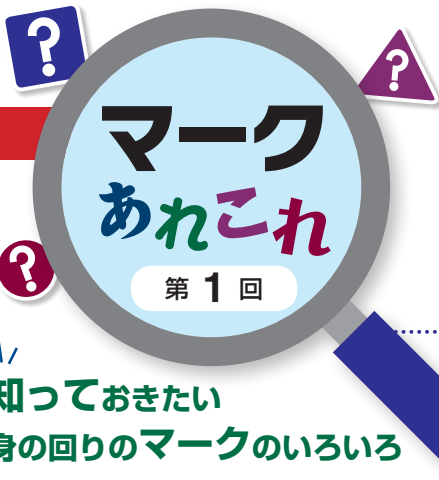


新連載



# 「いざ」というときに備えて 防災マーク

知っておきたい  
身の回りのマークのいろいろ

暮らしの中で何気なく目にするいろいろなマーク。中には生活の安全や健康を守るために、是非知っておきたいものもあります。このコーナーは、そうした身近なマークをシリーズで紹介します。第1回は、9月の防災月間にちなんで、津波や洪水に関するマークです。

重光 純 Shigemitsu Jun

ライター・エディター。省庁発行の広報誌の編集に長年携わる。



東京都葛飾区が設置している「洪水マーク」を使った標識の例。マークの下に「ここは荒川のはんらんにより2m以上浸水するおそれがあります（上の赤いテープの高さ）」と表示し、電信柱に赤いテープを巻いています。東西に江戸川と荒川、中央に中川が流れる同区では、445カ所に洪水マークを設置しています。

津波関連マーク	洪水関連マーク
津波注意	洪水
地震が起きた場合、津波が来襲する危険のある地域を示す	河川のはんらんにより、その地域が洪水の影響を受ける可能性がある地域であることを示す
津波避難場所	堤防
津波に対しての安全な避難場所（高台）を示す	その地域が堤防によって洪水から守られている（河川のはんらん時には浸水の可能性がある）地域であることを示す
津波避難ビル	避難所（建物）
津波に対しての安全な避難場所（津波避難ビル）を示す	災害発生時の避難先となる安全な避難所（建物）を示す
☎問い合わせ先 消防庁国民保護・防災部防災課 03-5253-7525	☎問い合わせ先 国土交通省河川環境課水防企画室 03-5253-8111

## 津波関連マーク

店舗やホテルなど人の集まる施設でよく見かける「非常口」のマークは、皆さんよくご存じのはず。「逃げろ！」の格好をした人のシルエットが印象的です。

実はこのマーク、総務省消防庁が1982年に現在のデザインを定めたもので、消防法により特定の施設に設置が義務づけられています。その後、ISO（国際標準化機構）による国際規格にもなり、言葉が分からなくても世界共通、パッと見て情報が伝わるマークとして海外でも使われるようになってきています。

そんな「いざ」というときに備えたマークはほかにもあり、ぜひ知っておきたいものに**津波関連マーク**があります。これは同じく消防庁が2005年に決定したもので、「津波注意」「津波避難場所」「津波避難ビル」の3つがあります（左図）。津波に関するマークはもともと、各自治体がそれぞれデザインを考えて設置してきました。それに対して、この3つは全国共通のマークをめざして、地元の人たちだけではなく、観光客や外国人などにも伝わるようにしようと





いうねらいがあります。そのため、デザインは、学識経験者やデザイナー、行政関係者などによる委員会の検討結果や、一般の人たちへのアンケート調査をもとに決定されました。ISOによる国際規格、JIS規格（日本工業規格）にもなっています。法律による設置の義務づけはありませんが、万が一に備えて人々の関心を高めるためにも、よりいっそうの普及が期待されています。ちなみに「津波注意」のマークは、注意を示す黄色の三角形の中に津波のイメージを黒で表示しています。「津波避難場所」と「津波避難ビル」のマークは、「非常口」でお馴染みの人のシルエットをともに生かしたデザインとなっています。

地震や津波への備えについては、国や自治体の対策はもちろん、家庭や職場、学校など社会全体で取り組み、一人一人の意識を高めていくことが欠かせません。そうした中、このようなマークがあることを、ぜひ知っておきたいものです。

## 洪水関連マーク

ほかにも、防災関係で知っておきたい大切なマークがあります。国土交通省の定める**洪水関連マーク**がそれで、「洪水」「堤防」「避難所（建物）」の3つがあります（[前ページ図](#)）。

昔からそこに住んでいて、水害を実際に経験した人たちや、言い伝えや石碑などで水害を知っている人たちがいる一方で、その土地に新しく越してきた人などは、過去の水害情報を知らないこともあります。また、近年では局所的な大雨や集中豪雨による浸水被害が頻発しており、避難につながる情報がますます重要となっています。

これまでに、浸水が想定される区域として指定された1,265の市区町村（2012年3月時点）からは「洪水ハザードマップ」が配布され、洪水情報の普及浸透が図られてきました。さらに、

2006年にはこれらの洪水の危険性を日頃から現地で認識してもらい、水害に備えてもらうため、国土交通省では対象市町村に向けて標識設置に関する手引きを作成しました。対象自治体と連携して標識の設置をするに当たり、これらのマークを活用しています（2012年現在、96の市区町村が標識として使用）。

これらのマークは、防災やデザインの専門家、行政関係者などによる委員会の検討結果をもとに決められたもので、2007年からJIS規格となっています。実際に標識に使う場合は、数字や文字が組み合わされて表示されます。例えば「洪水」マークを使った標識は、「3.0m、実績浸水深」と浸水する深さを表示に加えていることもあれば、「この場所は〇〇川がはんらんすると〇m浸水する可能性があります」というように短い文章を付けていることもあります。また「避難所（建物）」のマークを使った標識では、避難所となる建物のある場所だけではなく、誘導ポイントにも設置され、避難する方向を矢印で示すとともに、避難所までの距離を「〇m」、避難所名を「〇〇小学校」と書き加えているものなどもあります。

「堤防」マークのデザインは、堤防のかたちを表していて、基本的にはその場所が堤防によって守られていることを意味しています。このマークを使った標識では、「この場所は堤防により〇〇川の洪水から守られています」といった説明が付き、「避難所」のマークを加えて「洪水時避難所 〇〇小学校」といった文字と組み合わせている場合などがあります。

こうした標識により、自分の住んでいる地域がどのような浸水被害を受ける可能性があるかを知り、緊急時に備えて日頃から認識を深めたいものです。皆さんも是非、お住まいの地域はもちろん旅先などいろいろな場所で、こうしたマーク、標識をチェックしてみてください。

